

# 親権・監護権に関するテキサス州（米）法令の調査報告書

## 概説

福岡大学法科大学院 小川富之  
渥美利之法律事務所 望月彬史

### テキサス州法の概要

テキサス州は、アメリカ合衆国中西部に位置し、アラスカに次いで2番目に大きい州で、州都はオースティン。元々はスペイン領で、1821年メキシコの独立とともにメキシコ領となり、1836年 S.F. オースティンの指導のもとに独立して共和国となり、1845年にアメリカ合衆国の28番目の州となった。

日本では、一般に「英米法」という表現が使われ、イギリス法、アメリカ合衆国法およびブリティッシュ・コモンウェルス（諸国）法を基本的には一つの大きな枠組みでとらえる傾向がある。これは、「コモン・ロー」の意味で、アングロ・サクソン系の諸国において妥当しているイギリス法系を指している。この観点からするとアメリカ合衆国は、広い意味ではイギリス法系に属しているといえるが、イギリス（およびアメリカ合衆国の多くの州）で「コモン・ロー」という場合には、立法府による（新たな）制定法による体系に対して、判例法の形で蓄積された慣習法体系の意味で一般に捉えられている。このような観点から「アメリカ法」を眺めると、かつてイギリスの植民地であったところについては、12世紀以来イギリスで蓄積されてきた判例法が参照されており、18世紀末のアメリカ独立後も基本的には植民地時代からのイギリス法、つまりコモン・ローを継受しているといえる。しかしながら、それに続く19世紀初頭のアメリカ合衆国では、西部の開拓が進み、その領域が拡大するにつれてイギリスの判例をアメリカ合衆国の実情に合うように解釈して適用するとともに、ルイジアナ州等では法典編纂の運動もおこってきた。19世紀後半にアメリカ合衆国では南北戦争があり、その後は急速に人口の都市集中が進んだことから、社会変化に対応するために多くの立法がなされるようになってきた。その結果として、現在のアメリカ合衆国は、基本的には判例を基にする慣習法体系ではあるが、判例法といった場合の特徴である先例拘束の原則については、イギリスに比べてかなり緩やかなものとなっており、また、制定法の比重がますます高まってきているといえる。また、イギリスでは、コモン・ローの採用する先例拘束の原則に厳格に従うと、個別の事案で実情に合った対応ができなくなったことから、「エクイティー」と呼ばれる法体系が出来上がってきた。アメリカ合衆国でも、このエクイティーは植民地時代に移入され独立後は州に受け継がれることとなり、連邦や州ではコモン・ローとエクイティーの別々の手続が存在していた。その後、州に関しては先ずニューヨーク州で1848年に二つの法体系を統一する手続法が制定され、連邦では1938年の連邦民事訴訟規則（The Field Code of Civil Procedure 1938）の制定により手続が一本化されることとなった。

周知のとおり、アメリカ合衆国は、州法 (state law) と連邦法 (federal law) の二つの法体系が併存している。歴史的には、13 あったイギリスの植民地がそれぞれの権限を残しながら州になり、それらが統合して連邦国家を形成した経緯から、州法と連邦法の2元的な法体系となっているわけである。したがって、州法で規定する領域は各州で異なるものとなっている。独立当初のこれら13州はイギリス法を継受していることから、基本的にはコモン・ロー体系という共通性があるが、アメリカ合衆国は50の州から構成されており、それぞれの州の歴史的経緯から、このような共通性から外れる州も存在する。例えば、アメリカ独立当時にフランスの領土だったルイジアナの一部では、フランス法が適用されており、19世紀初頭にナポレオンからこの地域をアメリカ合衆国が購入した後も、この地域ではフランス法がそのまま温存されていた。また、カリフォルニア州、テキサス州およびアリゾナ州の一部は、メキシコとの戦争に勝利することで割譲を受けた領土であり、もともとスペイン法が長期にわたり適用されていたという背景があることから、その影響は現在でも残っているとされている。ここで扱うテキサス州の法制度にも、このような経緯からスペイン法や大陸法系の影響が強いことには注意が必要である。

### 家族法の概要

日本では、家族法といえば「日本の家族法」として統一したものとしてとらえることができる。しかしながら、前述したような理由から、アメリカ合衆国には「アメリカの家族法」というような統一的なものは存在していない。家族に関する問題については、基本的には州法の管轄する領域であり、50の異なる家族法が存在することになる。ただし、アメリカ合衆国の多くの州はイギリス法を継受していることから、ある程度の傾向が共有されているといえる。もっとも、州によっては歴史的に異なる背景があることから、同じ傾向でとらえることができないところもある。前述のとおり、テキサス州はスペイン法や大陸法系の傾向が残っており、家族については家族法典 (Family Code) の中で規定されている。これに対して、イギリス法系の傾向としては、家族については家族法 (Family Law Act: 場合によっては「婚姻法」、「親子法」等の個別な規定 [Act] によるところもある) として独立した法令になっている。

このように、アメリカでは家族法の位置付けは日本と異なり、また、テキサス州には、Texas Family Codeという独立した家族法典があるという点が特徴的である。テキサス州家族法典は6編からなり、各編とも膨大な条文から構成されている。

### 親権・監護・後見の概要

テキサス州家族法典の、第1編「婚姻関係」、第1のA編「共同家族」、第2編「家族の中における子」、第3編「少年法」、第4編「家族間暴力 (family violence) と保護命令」、第5編「親子 (parent-child) 関係と親子関係に関連する訴え」であり、この第5編の中で子の養育 (欧米諸国の多くでは、子の養育に関しては「ペアレンティング (parenting) 」

という文言が使用されることが近年になって多くなり、テキサス州でも同様である。これについては、日本法の文言での同一の内容での置き換えが難しいので、ここでは原語を生かして、「ペアレンティング（養育）」と表記する。）に関して規定されている。

第5編はサブタイトルとして、次のとおりA～Eで構成されており、サブタイトルBは「親子間の問題に関する紛争」で、第151章「親子間の権利義務」、第152章「子の監護（custody）に関する管轄と執行に関する統一法」、153章「保護（コンサーバターシップ・conservatorship）・引取り（ポゼッション・possession）・面会交流（access）」、第154章「養育費（child support）」、第155章「管轄と移送」、第156章「変更」、第157章「執行」、第158章「養育費の源泉徴収」、第159章「統一州際養育費法」、第160章「親子関係の成立に関する統一法」、第161章「親子関係の終了」、第162章「養子縁組」の12章で構成されている。

子の養育に関しては、第151章および第153章の中で規定されており、第153章はさらにA節～L節で構成されている。

#### 【テキサス州家族法典】

#### TITLE 1. THE MARRIAGE RELATIONSHIP

（第1編「婚姻関係」）

#### TITLE 1A. COLLABORATIVE FAMILY LAW

（第1編のA「共同家族」）

#### TITLE 2. CHILD IN RELATION TO THE FAMILY

（第2編「家族の中における子」）

#### TITLE 3. JUVENILE JUSTICE CODE

（第3編「少年法」）

#### TITLE 4. PROTECTIVE ORDERS AND FAMILY VIOLENCE

（第4編「家族間暴力と保護命令」）

#### TITLE 5. THE PARENT-CHILD RELATIONSHIP AND THE SUIT

（第5編「親子関係と親子関係に関連する訴え」）

##### SUBTITLE A. GENERAL PROVISIONS

（サブタイトルA「総則」）

##### SUBTITLE B. SUITS AFFECTING THE PARENT-CHILD RELATIONSHIP

（サブタイトルB「親子間の問題に関する紛争」）

#### CHAPTER 151. RIGHTS AND DUTIES IN PARENT-CHILD RELATIONSHIP

（151章「親子間の権利義務」）

#### CHAPTER 152. UNIFORM CHILD CUSTODY JURISDICTION AND ENFORCEMENT ACT

（152章「子の監護に関する管轄と執行に関する統一法」）

#### CHAPTER 153. CONSERVATORSHIP, POSSESSION, AND ACCESS

(153章「保護 (conservatorship) ・引取り (possession) ・面会交流 (access) 」)
CHAPTER 154. CHILD SUPPORT
(154章「養育費」)
CHAPTER 155. CONTINUING, EXCLUSIVE JURISDICTION; TRANSFER
(155章「管轄と移送」)
CHAPTER 156. MODIFICATION
(156章「変更」)
CHAPTER 157. ENFORCEMENT
(157章「執行」)
CHAPTER 158. WITHHOLDING FROM EARNINGS FOR CHILD SUPPORT
(158章「養育費の源泉徴収」)
CHAPTER 159. UNIFORM INTERSTATE FAMILY SUPPORT ACT
(159章「統一州際養育費法」)
CHAPTER 160. UNIFORM PARENTAGE ACT
(160章「親子関係の成立に関する統一法」)
CHAPTER 161. TERMINATION OF THE PARENT-CHILD RELATIONSHIP
(161章「親子関係の終了」)
CHAPTER 162. ADOPTION
(162章「養子縁組」)
<b>SUBTITLE C. JUDICIAL RESOURCES AND SERVICES</b>
(サブタイトルC「司法情報源およびサービス」)
<b>SUBTITLE D. ADMINISTRATIVE SERVICES</b>
(サブタイトルD「行政サービス」)
<b>SUBTITLE E. PROTECTION OF THE CHILD</b>
(サブタイトルE「子の保護」)

前述のとおり、親子間の権利義務や子の養育にかかる法律概念、これを表す法律用語は、日本とアメリカ合衆国とで大きく異なっている。アメリカ法では、日本の「親権」に近い概念を示す文言としては、総称的な親の権利を意味する「parental right」または「parental authority」が用いられるが、テキサス州では、日本の「親権」と同じ概念を表示する文言はなく、親の権利および義務について一般的な親の権利と義務についての規定である第151.001条（親の権利義務）で明記されている。親が子に対して有する権利としては、子を物理的に自分のもとに引き取る権利、道徳的および宗教的に子を指導し教育する権利、子の居所を指定する権利をまず明記している。さらに、子の婚姻、合衆国の軍隊への入隊、医療・歯科治療および精神・心理・外科治療に関する同意権、子の訴訟代理、その他子にかかわる重要な法律事項に関して判断する権利、子の養育費を受領し、支払いに対し領収

書を交付する権利、および子の利益のため資金を確保または支弁する権利、子からおよび子を通して相続する権利、子の教育に関して決定する権利、第 264.0111 条で規定される場合を除き、子の役務 (services) および収益 (earnings) に関する権利を挙げている。

子のペアレンティング (養育) が問題となる親の離別後については、別に第 153 章「保護、子の引取りおよび子との面会交流」の中で規定されている。また、第 153.001 条では、州の基本政策として、第 1 に、親が子の最善の利益のために行動できることを証明できる場合に、子との頻繁かつ継続した交流が確保されること、第 2 に、安全で安定した暴力のない環境を子に提供すること、第 3 に、親の離別後も親がそれぞれ子をペアレンティング (養育) する権利義務を分担できるようにすることの推奨を明記している。さらに、子の養育費の支払いを、離別後に子の保護者となった者が子を引取ったり、子と面会交流をしたりすることの条件とすることが禁じられている。第 153.003 条は、主たる保護者を単独にするか共同にするかということや、子の保護、子の引取りおよび子との面会交流に関して、親の婚姻状態や性別、子の性別を考慮しないことを明記している。

第 101.016 条 (主たる保護共同) では、「主たる保護 (managing conservatorship) 共同 (joint)」の説明として、親 (parent) としての権利義務を二人の者、通常は両親 (parents) が分担 (sharing) することを意味し、一定の決定を行う排他的権利を一方当事者に付与する場合も同様である。このことからわかるように、主たる保護の共同であっても、必ずしも主たる保護者が同じ権利義務を有しているわけではなく、いずれか一方が排他的な決定を行うことができること、それぞれの権利義務を共同で行使するのではなくて、それぞれの立場や役割に応じて、分担して行使することがわかる。

前述のとおり、テキサス州では、子のペアレンティング (養育) に関して、一般にアメリカ合衆国を含めた英米法圏で使われる監護 (custody) という文言ではなくて、保護 (コンサーバター・conservator) という文言が使われている。これは、これはコモン・ローの後見人 (ガーディアン・guardian) に近いものである。主たる保護者 (managing conservator) と従たる保護者 (possessory conservator) の別があり、前者は、子に対する第一義的な監護権を有する者で、子に対するその住所を決定する、居所指定権を付与された者を指しており、後者は、主たる監護権、特に身上監護権のない親で、面会交流のみ認められる者を指す。

子の保護者 (conservator) の具体的内容については、第 153.071 条に規定されており、両親の離別に際して、主たる保護者について、裁判所が単独または複数の指定をする。

離別後の子のペアレンティング (養育) に関連して、第 101.029 条は、標準的な子の引取り命令について規定している。テキサス州では、子を引取り自分のもとに置くことを「子の引取り (possession)」という。保護者との関係で、possessory とは、英語の辞書的には「占有」の意味であるが、managing に対比されて使用されており、ここでは子の保護に関して「主」「従」としてとらえ、従たる保護者にも一定の条件のもとで子の引取りをし子と面会交流をすることが認められている。

第 153.007 条はペアレンティング（養育）計画に関する合意について規定する。テキサス州法は、両親にペアレンティング（養育）計画を作成することを求めている。そのペアレンティング（養育）計画に両親が合意し、子の最善の利益に合致すると裁判所が認めると、執行可能な裁判所命令となる。ペアレンティング（養育）計画では、保護者や子の引取り等に関連する内容について取決めなければならない。

2020年3月10日（火）提出